

令和5年度全国中学校体育大会 第31回全国中学校駅伝大会競技注意事項

本大会は2023年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則および同駅伝競走規準ならびに本大会規定による。

1 出場選手について

- (1) 各校（団体等）の編成は、監督1名、選手8名以内（女子）・9名以内（男子）とし、申し込み後の選手変更は認めない。第1区から第6区（女子は第5区）のオーダー（走順）は、第31回全国中学校駅伝大会実行委員会（以下、実行委員会）の所定用紙に区間番号を記入し、提出すること。
- (2) 学校（団体等）受け付けは、大会当日の8時30分から9時30分までに行うこと。
- (3) オーダー（走順）提出後の走者変更は、補員をその区間の交代として補充し、必ず、「走者変更証明書（要：医師の証明）」と「走者変更届」を、競技当日の8時30分から9時30分までに、学校受付に提出すること。また、競技当日に、大会オフィシャルドクターの診察を受けることができる。（8時30分～9時20分）なお、走者変更届用紙は、12月14日（木）～16日（土）の間に大会本部（室内練習場）において配布する。

2 アスリートビブス（以下、ビブス）について

- (1) ビブスは、12月14日（木）～16日（土）の間に大会本部（室内練習場）にて、1人につき5枚（捕員選手は1枚）配布する。

その利用方法は、次のとおりとする。

- ① エントリーしている全ての選手は、一番上に着ている服（ジャージ・オーバーコート）の胸部または背部に付ける（1枚）。
- ② 全ての走者は、ユニフォームの胸部と背部に付ける（安全ピン可）。
また、計測用Dタグの付いたビブスは、必ずユニフォームの胸部に付ける。
- ③ 全ての走者は、腰ナンバー標識をランニングパンツの腰（左右）に付ける（2枚）。
- ④ 計測用Dタグの返却（回収）は、走り終わった後にフィールド内で行う。

ビブス番号

1 北海道	11 埼玉	21 静岡	31 鳥取	41 佐賀
2 青森	12 千葉	22 愛知	32 島根	42 長崎
3 岩手	13 東京	23 三重	33 岡山	43 熊本
4 宮城	14 神奈川	24 岐阜	34 広島	44 大分
5 秋田	15 山梨	25 滋賀	35 山口	45 宮崎
6 山形	16 新潟	26 京都	36 香川	46 鹿児島
7 福島	17 長野	27 大阪	37 徳島	47 沖縄
8 茨城	18 富山	28 兵庫	38 愛媛	48 開催地
9 栃木	19 石川	29 奈良	39 高知	
10 群馬	20 福井	30 和歌山	40 福岡	

3 走者の練習場所と点呼方法および招集時刻について

- (1) 走者の練習場所および点呼（招集）場所は、大会プログラムの地図を参照すること。

- ① 練習場所でスパイクの使用は、禁止する。
- ② 野球場で使用したシューズは、原則、陸上競技場、球技場での使用を禁止する。

- (2) 点呼方法および招集方法は次のとおりとする。

- ① 走者は、スタート・通過予定時刻の約25分前に点呼を受ける。

- ② 点呼の際は、胸または背にビブスの付いた上着を着用する。
- ③ また、ユニフォームの胸と背のビブス、胸ビブスのDタグ、ランニングパンツの腰ナンバー標識およびスパイクシューズの確認を受ける。
- ④ 点呼後、各区間の招集場所へ移動し、待機する。ただし、第1区の走者は、スタート地点への移動があるため、40分前に点呼を行う。
- ⑤ スタート地点と中継所には、係員の誘導で入場する。
- ⑥ 各区間走者の点呼時間、場所は、下表のとおりとする。

	区間	ビブス色	点呼（招集）場所	点呼時間	先頭通過予定時刻
女子	第1区走者	白	招集テントA	10:30～10:40	11:10（スタート）
	第2区走者	黄	招集テントB	10:55～11:05	11:20
	第3区走者	青	招集テントA	11:00～11:10	11:27
	第4区走者	白	招集テントB	11:10～11:20	11:34
	第5区走者	黄	招集テントA	11:15～11:25	11:41
					11:51（フィニッシュ）

	区間	ビブス色	点呼（招集）場所	点呼時間	先頭通過予定時刻
男子	第1区走者	白	招集テントB	11:35～11:45	12:15（スタート）
	第2区走者	黄	招集テントA	12:00～12:10	12:24
	第3区走者	青	招集テントB	12:05～12:15	12:33
	第4区走者	白	招集テントA	12:15～12:25	12:42
	第5区走者	黄	招集テントB	12:25～12:35	12:51
	第6区走者	青	招集テントA	12:35～12:45	13:00
					13:09（フィニッシュ）

4 競技について

- (1) 走者は、陸上競技場外では、係員の指示に従い走行すること。また、陸上競技場内（中継所等）の走行についても、審判員の指示に従うこと。
- (2) 陸上競技場内では、スパイクの使用も可とする。この場合、スパイクピンは、全天候用（9mm以下）とするが、ニードルピンの使用は不可とする。なお、陸上競技場のトラックは、全天候仕様である。
- (3) 引き継ぎ用の「たすき」は、実行委員会が準備するものを使用する。
- (4) 競技中、走者の「たすき」は、肩から斜め脇下へ掛けるものとする。「たすき」を正しく掛けていない走者は、失格の対象となる。
 ※ 中継所前後は、「たすき」を手を持って走ることを可とする。ただし、前の走者が「たすき」を外す範囲は、中継線の手前400mから、次の走者が「たすき」を掛ける範囲は、中継後の200mまでを目安とする。
- (5) 「たすき」の引き継ぎは、中継線から進行方向20mの引継ゾーン内で行い、手から手へ確実に受け渡しをすること。
- (6) 「たすき」を引き継ぐ次の走者は、競技時間帯に、審判員の指示を受けてから待機ゾーンに入る。また、前の走者が、陸上競技場内に戻ってきた際、次の走者は、おおよその順位を確認し、中継線より進行方向（前方）に位置しなければならない。
- (7) 中継所で「たすき」を渡し終えた走者は、速やかにフィールド内に入る。また、その後の係員の指示により、衣類返却場所へ移動すること。
- (8) 走者が、途中で競技を続行できない状態になったり、医務員等から競技の中止を命じられたりした場合は、当該校（団体等）の当該区間の競技は、無効とする。この場合、当該校（団体等）は、大会審判長の指示に従い、当該区間の次の区間走者から、競技を

続行することができる（競技を続行する次の区間走者のスタート時機は、審判長の判断による）。なお、無効となった当該区間以外の区間記録は、全て認められる。

- (9) 第1走者のスタート要領は、次のとおりとする。
 - ① スタートの5分前、3分前、1分前、30秒前、20秒前、10秒前を知らせる。
 - ② スターターは、スタート10秒前と同時に「オン・ユア・マークス」と合図する。
 - ③ 競技者は、その合図でスタートラインに並び、ピストルの合図でスタートする。
 - ・ 5分前に、スタート地点付近に集合し、各自のスタート位置を確認
 - ・ 1分前に、ユニフォーム姿でスタートライン手前に整列
- (10) 競技は、原則として繰り上げスタートは行わない。ただし、大会運営上、やむを得ない場合は、大会審判長の判断により、繰り上げスタートを行う場合もある。
- (11) 走路（コース）においては、500mごとに距離を表示する。
- (12) 競技中は、伴走、飲食物の補給やその他の助力は、一切認めない。
- (13) 抗議は、競技規則TR8.2に従い、各校（団体等）の監督が、定められた時間内に総務員を通して、口頭で大会審判長に申し出るものとする。また、その裁定に不服の場合は、預託金（10,000円）を添え、総務員を通して、文書で Jury に申し出るものとする。なお、Jury の裁定は、最終決定となる。

5 スタートについて

- (1) 第1走者のスタート位置は、オーダー（走順）提出時に、抽選により決定する。
- (2) 走行方向に向かって、左側から右側の順で1列に並び、スタートする。

6 その他

- (1) 選手は、選手章として、常にビブスを上着に付けること。また、監督、外部指導者、引率教員（引率者）は、ADカード（入場許可証）を常に携帯すること。
 - (2) 実行委員会は、競技中に生じた怪我に対し、応急処置のみを行うが、必要に応じて、救急搬送の依頼を行う。ただし、その後の責任は、一切負わない。
 - (3) たすき、ビブス、フィニッシュテープ（優勝校（団体等））は、大会終了後に、当該校（団体等）で持ち帰ることを可とする。
 - (4) 出場校（団体等）が駐車場を利用する場合は、実行委員会の指示に従うこと。（別紙「会場駐車場について」参照）
 - (5) チームテント・シートの設置場所は、実行委員会から指定された場所とする。
 - (6) 滋賀県希望が丘文化公園スポーツゾーン内では、のぼり等の固定は厳禁とする（実行委員会が設置するのぼり等は除く）。また、当該ののぼり等は、競技中の走者と接触しないよう持参者が保持すること。
 - (7) 陸上競技場等に、主催者や実行委員会が定める規定以外の商標を競技場内への持ち込みは不可とする。なお、商標に関する規定は、次のとおりとするが、詳細は、陸上競技ルールブック「競技会における広告および展示物に関する規定」を参照すること。
 - ① 上半身の衣類
 - ・ 製造会社のロゴ：ロゴの高さは5cm以内、面積40cm²以内の長方形とする。
 - ・ 製造会社の表示は1ヶ所のみとする。
 - ・ 加盟団体の所在地を示す場合、校名とは切り離して表示し、前部の右胸、左胸、後部のいずれか1ヶ所に表示できる。
 - ② 下半身の衣類・個人のバッグ
 - ・ 製造会社のロゴ：高さ5cm以内、面積40cm²以内のものを、それぞれ1ヶ所とする。
 - ③ その他アパレル
 - ・ 製造会社のロゴ：高さ3cm以内、面積6cm²以内のものを、それぞれ1ヶ所とする。
 - ・ メガネ、サングラスは、製造会社のロゴを2つまで表示することができる。
- ※ 実行委員会（係員）に指摘された場合は、その指示に従うこと。